

## 出版情報登録センター 利用規約

一般社団法人日本出版インフラセンター

2018年4月1日制定

2020年3月1日改定

2020年3月13日改定

### 第1条（規約の適用）

本規約は、「出版情報登録センター」（以下 J P R O という）で取り扱う、書誌情報等（詳細は別掲の「出版情報項目利用一覧表」に記載。以下「出版情報」という）を提供する出版者（以下「提供者」という）並びに、出版情報を利用する取次会社、書店等、その他事業者（以下「受信者」と総称する）と、一般社団法人日本出版インフラセンター（以下 J P O という）との権利義務関係を定めることを目的とし、提供者並びに受信者と J P Oとの間の J P R Oの利用に関わる一切の関係に適用されます。ただし、出版情報の新たな利用形態が生じた場合、 J P Oは本規約を補充する附則を制定できるものとします。

### 第2条（提供者の定義・資格）

- (1) 提供者は、 J P O 図書コード管理センターより出版者記号を取得し、その義務を果たしている出版者でなければなりません。
- (2) 提供者は「出版情報登録料課金承諾書」及び「利用申込書」に必要事項を記載し、 J P O に提出しなければなりません。

### 第3条（受信者の定義・資格）

- (1) 本規約に規定する「受信者」とは、以下の適格を有する者をいいます。
  - ① 「取次会社」とは、自社で物流機能を持ち、書店等への出版物の卸売りを主たる業務とするものをいいます。
  - ② 「書店等」とは、個人向け、法人・団体向けを問わず出版物の最終需要者向け販売を業とするものをいいます。
  - ③ 「その他事業者」とは、取次会社・書店等以外の事業者であって J P O の会員又は賛助会員として登録されているものをいいます。
- (2) 受信者の受信できる情報の範囲は、上記事業内容別に異なっており、詳細は「出版情報項目利用一覧表」に記載します。
- (3) 出版情報の受信を希望する者は、 J P O が定める「利用申込書」に必要事項を記載し、 J P O に提出しなければなりません

#### 第4条（提供情報の目的・用途及び利用の制限）

- (1) 提供者は JPOに対し、対象の出版物の販売促進を目的として、出版情報をJPROが使用し、またJPROを通じて受信者に利用されることを許諾します。その許諾は非独占で、受信者が第三者に情報を利用させること、また提供者の意図を損なわない範囲で、受信者が情報を要約・編集することを含むものとします。
- (2) JPOは、別掲の「出版情報項目利用一覧表」に則り、受信者である取次会社、書店等、その他事業者の事業目的・用途に応じた出版情報を提供するものとします。
- (3) 提供者は、流通において必要な場合は、出版情報に情報解禁日を設定することができます。
- (4) 受信者は、第三者に出版情報を利用させ、また提供者の意図を損なわない範囲で、自らの責任で出版情報を要約・編集することができます。
- (5) 上記(3)の情報解禁日付きの出版情報の受信者は、解禁日までは取次会社のみとし、取次会社はその業務及びその管理責任者をJPOに予め申告するものとします。管理責任者は解禁日まで社内外に情報が漏洩しないよう、厳重に管理しなければなりません。
- (6) 取次搬入情報の受信者である取次会社は、取次搬入情報をJPOに予め申告した業務のみで利用し、社内も含め第三者に利用させ、または開示することは出来ません。
- (7) 広報誌利用など事前に準備を進める必要のある場合において、個別に提供者と取り決めがある場合は上記(5)(6)の限りではありません。

#### 第5条（遵守事項）

- (1) 提供者は、正確な出版情報を提供しなければなりません。また、提供した出版情報に変更が生じた場合は、速やかに変更された出版情報を提供しなければなりません。
- (2) 提供者は、自らの出版情報の提供を代行・支援する事業者に対しても、前項の規定を遵守させなければなりません。
- (3) 受信者は、提供された出版情報を正確に使用し、出版情報に追加・変更・削除等があった場合は、速やかに反映するものとします。また、受信した出版情報が第4条の目的外に使用されないよう、適切に管理しなければなりません。
- (4) 提供者と受信者の両方の機能を利用する事業者においては、各々別個のアカウントを取得し、受信した出版情報を受信者としての機能以外には使用できない環境を確保しなければなりません。

#### 第6条（受信の停止）

受信者が、継続して1年間出版情報の受信を行わない場合、又は、第4条若しくは第5条に違反した場合は、JPOの判断で当該受信者の受信権限を停止することがあります。この場合であっても、本規約第7条以下の条項は適用されます。

## 第7条（免責事項）

JPOは、提供された出版情報により提供者若しくは受信者、又は、当該出版情報を利用した第三者が被った損害に関して、一切責任を負わないものとします。

## 第8条（規約の変更）

- (1) 本規約は、変更に關し事前告知した上変更する場合があります。
- (2) 本規約が変更された場合は、出版情報登録センターホームページに表示します。変更表示後に、提供者においては出版情報の提供または変更を行った場合、受信者においては出版情報の利用を行った場合、本規約の変更に同意したものとみなします。

以上